

名古屋工業大学大学院規則（案）

平成 16 年 4 月 1 日 制定

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 組織（第 3 条－第 7 条）
- 第 3 章 修業年限及び在学年限（第 8 条・第 9 条）
- 第 4 章 入学（第 10 条－第 16 条）
- 第 5 章 教育方法等（第 17 条－第 25 条）
- 第 6 章 休学、復学、転学、転専攻、留学及び退学（第 26 条－第 33 条）
- 第 7 章 課程の修了要件（第 34 条－第 37 条）
- 第 8 章 学位（第 38 条）
- 第 9 章 大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院聴講生、大学院特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生（第 39 条－第 44 条）
- 第 10 章 教員組織（第 45 条）
- 第 11 章 雜則（第 46 条）

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、名古屋工業大学学則（平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「学則」という。）第 3 条第 2 項の規定に基づき、名古屋工業大学大学院（以下「本学大学院」という。）に関し必要な事項を定める。

(大学院の目的)

第 2 条 本学大学院は、名古屋工業大学（以下「本学」という。）の目的使命にのっとり、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第 2 章 組織

(研究科)

第 3 条 本学大学院に、工学研究科を置く。

2 工学研究科に、次の専攻を置く。

物質工学専攻、機能工学専攻、情報工学専攻、社会工学専攻、産業戦略工学専攻、未来材料創成工学専攻、創成シミュレーション工学専攻、共同ナノメディシン科学専攻

第 4 条 工学研究科の課程は、博士課程とする。

2 博士課程は、前期 2 年の課程（以下「博士前期課程」という。）と後期 3 年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。

3 前項の博士前期課程は、修士課程として取り扱う。

(博士前期課程)

第5条 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

(博士後期課程)

第6条 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこととする。

(専攻の教育目標)

第6条の2 専攻の教育目標は、別表のとおりとする。

(収容定員)

第7条 工学研究科の収容定員は、次の表のとおりとする。

専攻名	博士前期課程		博士後期課程	
	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
物質工学専攻	200	100	15	5
機能工学専攻	200	100	15	5
情報工学専攻	240	120	15	5
社会工学専攻	150	75	12	4
産業戦略工学専攻	50 (16)	33 (16)		
未来材料創成工学専攻	156	78	36	12
創成シミュレーション工学専攻	160	80	24	8
共同ナノメディシン科学専攻			9	3
計	1,156 (16)	586 (16)	126	42

注：括弧書きの数字は、第8条第3項に定める標準修業年限を1年とする定員で内数

第3章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第8条 博士課程の標準修業年限は、5年とし、博士前期課程の標準修業年限は、2年、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

2 前項の規定にかかわらず、博士前期課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 前項の規定に基づき、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とする博士前期課程を置く専攻及びその標準修業年限は、次のとおりとする。

産業戦略工学専攻（短期在学コース） 1年

(在学年限)

第9条 博士前期課程の学生は、4年を超えて在学することができない。ただし、長期履修を認められた博士前期課程の学生は、6年を超えて在学することができない。

2 博士後期課程の学生は、6年を超えて在学することができない。ただし、長期履修を

認められた博士後期課程の学生は、8年を超えて在学することができない。

第4章 入学

(入学)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、教育研究上支障がないと認めるときは、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第11条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
 - 二 学校教育法第104条第3項の規定により学士の学位を授与された者
 - 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - 五 文部科学大臣の指定した者
 - 六 学校教育法第102条第2項の規定により他大学の大学院に入学した者であって、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると本学大学院が認めたもの
 - 七 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
 - 八 大学に3年以上在学した者であって、所定の単位を優秀な成績で修得したと本学大学院が認めたもの
 - 九 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、所定の単位を優秀な成績で修得したと本学大学院が認めたもの
 - 十 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、所定の単位を優秀な成績で修得したと本学大学院が認めたもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- 一 修士の学位を有する者
 - 二 外国の大学において修士の学位に相当する学位を授与された者
 - 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - 四 文部科学大臣の指定した者
 - 五 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学の出願)

第12条 本学大学院への入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第13条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続)

第14条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、本学大学院に入学しようとする者は、指定の期日までに所定の入学料を納付するとともに誓約書その他の必要書

類を提出しなければならない。

(入学許可)

第15条 学長は、前項の入学手続を完了した者（入学料免除又は徴収猶予の申請を受理された者を含む。）に入学を許可する。

(再入学等)

第16条 次の各号の一に該当する者で、本学大学院への入学を志願する者があるときは、教育上支障がない場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- 一 本学大学院を退学した者で、再び同一分野の専攻に入学を志願する者
- 二 他の大学院の学生で、当該他の大学院の研究科長の承認を得て、同一分野の専攻に転入学を志願する者
- 2 前項に掲げる者の選考方法及び履修方法等については、別に定める。

第5章 教育方法等

(授業及び研究指導)

第17条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第18条 本学大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目等)

第19条 授業科目及び単位数、研究指導の内容並びにこれらの履修方法等については、別に定める。

(単位の授与)

第20条 授業科目を履修し、試験に合格した者に所定の単位を与える。

(成績の評価)

第21条 授業科目の試験の成績は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。

(他の大学院における授業科目の履修)

第22条 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるところにより、本学大学院における授業科目を履修し、修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、10 単位を超えないものとし、本学大学院博士前期課程の修了に必要な単位として認定することができる。

(入学者の既修得単位等の取扱い)

第23条 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院入学前に、大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学院科目等履修生により修得した単位を含む。）を、別に定めるところにより、本学大学院における授業科目を履修し、修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は10 単位を超えないものとし、本学大学院博士前期課程の修了に必要な単位として認定することができる。

(他大学院等における研究指導)

第24条 教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等（以下「他大学院等」という。）と協議の上、本学大学院の学生が当該他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(教員の免許)

第25条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学大学院において取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

高等学校教諭専修免許状 工業

第6章 休学、復学、転学、転専攻、留学及び退学

(休学)

第26条 疾病その他やむを得ない理由により、3か月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第27条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して博士前期課程にあっては2年、博士後期課程にあっては3年を超えることができない。

3 休学期間は、第8条に定める修業年限及び第9条に定める在学年限に算入しない。

(復学)

第28条 休学の期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第29条 他の大学院へ転学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならぬ。

(転専攻)

第30条 本学大学院の学生が転専攻を志願するときは、教育研究上支障がない場合に限り、学長が転専攻を許可することがある。

2 転専攻に関し必要な事項は、別に定める。

(留学)

第31条 外国の大学院で学修及び研究指導することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第8条に定める修業年限及び第9条に定める在学年限に算入する。

3 第22条及び第24条の規定は、外国の大学院へ留学する場合に準用する。

(退学)

第32条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

第33条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が退学させる。

- 一 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が不許可になった者又は半額免除が許可になった者で告知の日から 14 日以内に入学料を納付しない者
- 三 入学料の徴収猶予を申請した者のうち、徴収猶予が許可になった者で徴収猶予期限までに入学料を納付しない者
- 四 第9条に定める在学年限を超えた者
- 五 第27条第1項及び第2項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- 六 学力不振で成業の見込みのない者
- 七 長期間にわたり行方不明の者

第7章 課程の修了要件

(博士前期課程の修了要件)

第34条 博士前期課程の修了要件は、当該課程に 2 年（2 年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、博士前期課程の目的に応じ適當と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(博士後期課程の修了要件)

第35条 博士後期課程の修了要件は、当該課程に 3 年以上在学し、10 単位以上（共同ナノメディシン科学専攻については 26 単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 第8条第2項の規定により標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした博士前期課程を修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者の修了要件については、前項ただし書中「当該課程に 1 年」とあるのは「大学院に 3 年（博士前期課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(最終試験)

第36条 博士前期課程の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士論文（第34条第2項に規定する特定の課題についての研究成果を含む。）を提出した者に対して行うものとする。

- 2 博士後期課程の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、博士論文を提出した者に対して行うものとする。

(課程修了の認定)

第37条 博士前期課程又は博士後期課程の修了の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。

第8章 学位

(学位の授与)

第38条 博士前期課程を修了した者に修士の学位を、博士後期課程を修了した者に博士の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院聴講生、大学院特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生

(大学院研究生)

第39条 本学大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、大学院研究生として入学を許可することができる。

2 大学院研究生として志願することのできる者は、修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(大学院科目等履修生及び大学院聴講生)

第40条 本学大学院において特定の授業科目を履修又は聴講することを志願する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、大学院科目等履修生又は大学院聴講生として入学を許可することができる。

2 大学院科目等履修生又は大学院聴講生として志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(大学院特別聴講学生)

第41条 他の大学院（外国の大学院を含む。以下本条及び次条において同じ。）の学生で本学大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、大学院特別聴講学生として入学を許可することができる。

(特別研究学生)

第42条 他の大学院の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院と協議の上、特別研究学生として研究指導を受けることを認めることができる。

(外国人留学生)

第43条 外国人で大学において教育を受ける目的を持って入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生は、第7条の規定にかかわらず、定員外とすることができます。

(その他)

第44条 大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院聴講生、大学院特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 教員組織

(教員組織)

第45条 本学大学院を担当する教員は、本学の教授、准教授、助教及び助手の中から充てる。

第11章 雜則

(本学学則の準用)

第46条 学則第12条から第14条まで(学年、学期及び休業日)、第26条(授業の方法)第1項、第2項及び第3項、第27条(単位の計算方法)、第29条(長期にわたる教育課程の履修)、第47条から第50条まで(賞罰及び学生寮)、第56条(検定料等)並びに第57条(入学料等の免除等)の規定は、本学大学院に準用する。この場合において、学則第29条中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、同条中「卒業」とあるのは「課程の修了」と、学則第49条本文中「第15条」とあるのは「名古屋工業大学大学院規則第8条」と、同条ただし書中「第16条」とあるのは「名古屋工業大学大学院規則第9条」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成15年法律第113号)第2条の規定による廃止前の国立学校設置法(昭和24年法律第150号)第3条第1項の表に掲げる名古屋工業大学の大学院の物質工学専攻、生産システム工学専攻、電気情報工学専攻、社会開発工学専攻及びシステムマネジメント工学専攻は、平成16年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 第7条に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成16年度は、次の表のとおりとする。

専攻名	博士前期課程	博士後期課程
物質工学専攻	216	14
機能工学専攻	186	12
情報工学専攻	156	10
社会工学専攻	132	8
都市循環システム工学専攻	66	45
産業戦略工学専攻	30 (12)	
計	786 (12)	89

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の日前に在学している者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 1 月 23 日から施行し、改正後の名古屋工業大学大学院規則の規定は、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 都市循環システム工学専攻は、改正後の規則第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正後の規則第 7 条に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 20 年度及び平成 21 年度は、次の表のとおりとする。

専攻名	平成 20 年度		平成 21 年度	
	博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程
物質工学専攻	208	19	200	17
機能工学専攻	193	17	200	16
情報工学専攻	198	15	240	15
社会工学専攻	141	12	150	12
産業戦略工学専攻	42(16)		50(16)	
未来材料創成工学専攻	78	12	156	24
創成シミュレーション工学専攻	80	8	160	16
計	940(16)	83	1,156(16)	100

附 則

この規則は、平成 20 年 9 月 24 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 28 日規則第 2 号）

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の日前に博士後期課程に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 年 月 日規則第 号）

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規則第 7 条に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 25 年度及び平成 26 年度は、次の表のとおりとする。

専攻名	平成 25 年度		平成 26 年度	
	博士前期 課程	博士後期 課程	博士前期 課程	博士後期 課程
物質工学専攻	200	15	200	15
機能工学専攻	200	15	200	15
情報工学専攻	240	15	240	15
社会工学専攻	150	12	150	12
産業戦略工学専攻	50(16)		50(16)	
未来材料創成工学専攻	156	36	156	36
創成シミュレーション工学専攻	160	24	160	24
共同ナノメディシン科学専攻		3		6
計	1,156(16)	120	1,156(16)	123

別表 (第 6 条の 2 関係)

物質工学専攻	物質工学専攻では、近年の物質研究の高度化・専門化に対し、先導的役割を果たし、先端的技術の研究開発に優れた能力を発揮させるため、高度な教育と研究を行っており、物質・材料・生命・プロセスに関する専門分野について基礎から応用に至る幅広い見地から、科学・技術の進展に貢献しうる人材を育成する。
機能工学専攻	機能工学専攻では、生活を豊かで実りあるものにするために、多様な工業技術・科学技術の創出を支える高度な教育と研究を行っており、計測物理工学、機械工学、電子工学の学問的基礎を確実に踏まえ、かつ相互の連携を図りながら、合理的かつ調和のとれた方法で革新的技術を創造することができる、独創的で広い視野を持った人材を育成する。
情報工学専攻	情報工学専攻では、人類社会環境の発展と調和を目指し、情報の科学と工学に関する高度な教育と研究を行っており、情報数理、知能科学、通信・計算機、システム制御、メディア情報の専門分野を基盤とした視野で、先端的高度情報化の社会形成を通して、人類の発展に寄与できる人材を育成する。
社会工学専攻	社会工学専攻では、工学及び社会科学的観点から広く人間をとりまくシステムの企画、計画、設計、評価、構築、維持管理、改善に寄与できる技術に関する高度な教育と研究を行うことにより、建築、デザイン、都市社会整備、国土形成、環境、防災、経営工学、システム・マネジメント等に関する技術を扱い、人間と自然にやさしい社会を創造しうる人材を育成する。

産業戦略工学専攻	産業戦略工学専攻では、技術力に裏打ちされた市場価値創造に関する教育と研究を行うことを基本理念とし、プロジェクトベースの教育を通じて新事業や起業におけるビジネスプランを立案し遂行する能力をもつ人材、あるいは地域の産業技術政策を立案し遂行する能力をもつ人材を育成する。
未来材料創成工学専攻	未来材料創成工学専攻では、ナノスケールの根本原理にのっとって、エネルギー変換効率、生体機能性、環境調和性に優れた夢の未来材料の設計、創製を支える高度な教育と研究を行っており、エネルギー変換工学、環境調和セラミックス工学、ナノ・ライフ変換科学に関する専門分野について基礎から応用に至る広い見地で専門知識、技術をもった人材を育成する。
創成シミュレーション工学専攻	創成シミュレーション工学専攻では、近年発展が著しいコンピューターシミュレーションを基盤手法として高度活用し、科学技術の革新と創出につながる教育と研究を行っており、数理・物理・化学・情報・通信・制御・設計・都市デザイン等の専門分野を系統的に教育し、広い視野を持った人材を育成する。
共同ナノメディシン科学専攻	共同ナノメディシン科学専攻では、急速に進展するナノ工学の研究を最先端医療や最新創薬の研究に応用展開することで、ナノマテリアル、ナノデバイス関連分野に対する深い学識と技術を有し、創薬をはじめ、機能性食品、香粧品等の産業分野の発展に貢献できる人材を育成する。

名古屋工業大学大学院規則（案）の変更事項を記載した書類

＜改正条文＞

(研究科)

第3条 本学大学院に、工学研究科を置く。

2 工学研究科に、次の専攻を置く。

物質工学専攻、機能工学専攻、情報工学専攻、社会工学専攻、産業戦略工学専攻、
未来材料創成工学専攻、創成シミュレーション工学専攻、共同ナノメディシン科学専攻

＜変更事由＞

工学研究科に「共同ナノメディシン科学専攻」を新設することに伴い、当該専攻を規定する。

(収容定員)

第7条 工学研究科の収容定員は、次の表のとおりとする。

専攻名	博士前期課程		博士後期課程	
	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
物質工学専攻	200	100	15	5
機能工学専攻	200	100	15	5
情報工学専攻	240	120	15	5
社会工学専攻	150	75	12	4
産業戦略工学専攻	50 (16)	33 (16)		
未来材料創成工学専攻	156	78	36	12
創成シミュレーション工学専攻	160	80	24	8
<u>共同ナノメディシン科学専攻</u>			<u>9</u>	<u>3</u>
計	1,156 (16)	586 (16)	<u>126</u>	<u>42</u>

共同専攻の新設に伴い、当該専攻の収容定員を規定する。

注：括弧書きの数字は、第8条第3項に定める標準修業年限を1年とする定員で内数

(博士後期課程の修了要件)

第35条 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、10単位以上（共同ナノメディシン科学専攻については26単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 第8条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした博士前期課程を修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者の修了要件については、前項ただし書中「当該課程に1年」とあるのは「大学院に3年（博士前期課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

附 則（平成 年 月 日規則第 号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則第7条に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成25年度及び平成26年度は、次の表のとおりとする。

専攻名	平成25年度		平成26年度	
	博士前期 課程	博士後期 課程	博士前期 課程	博士後期 課程
物質工学専攻	200	15	200	15
機能工学専攻	200	15	200	15
情報工学専攻	240	15	240	15
社会工学専攻	150	12	150	12
産業戦略工学専攻	50(16)		50(16)	
未来材料創成工学専攻	156	36	156	36
創成シミュレーション工学専攻	160	24	160	24
共同ナノメディシン科学専攻		3		6
計	1,156(16)	120	1,156(16)	123

共同専攻の修了要件を規定する。

共同専攻の学年進行に伴う収容定員について、附則において規定する。

別表 (第6条の2関係)

物質工学専攻	物質工学専攻では、近年の物質研究の高度化・専門化に対し、先導的役割を果たし、先端的技術の研究開発に優れた能力を發揮させるため、高度な教育と研究を行っており、物質・材料・生命・プロセスに関する専門分野について基礎から応用に至る幅広い見地から、科学・技術の進展に貢献しうる人材を育成する。
機能工学専攻	機能工学専攻では、生活を豊かで実りあるものにするために、多様な工業技術・科学技術の創出を支える高度な教育と研究を行っており、計測物理工学、機械工学、電子工学の学問的基礎を確実に踏まえ、かつ相互の連携を図りながら、合理的かつ調和のとれた方法で革新的技術を創造することができる、独創的で広い視野を持った人材を育成する。
情報工学専攻	情報工学専攻では、人類社会環境の発展と調和を目指し、情報の科学と工学に関する高度な教育と研究を行っており、情報数理、知能科学、通信・計算機、システム制御、メディア情報の専門分野を基盤とした視野で、先端的高度情報化の社会形成を通して、人類の発展に寄与できる人材を育成する。
社会工学専攻	社会工学専攻では、工学及び社会科学的観点から広く人間をとりまくシステムの企画、計画、設計、評価、構築、維持管理、改善に寄与できる技術に関する高度な教育と研究を行うことにより、建築、デザイン、都市社会整備、国土形成、環境、防災、経営工学、システム・マネジメント等に関する技術を扱い、人間と自然にやさしい社会を創造しうる人材を育成する。

産業戦略工学専攻	産業戦略工学専攻では、技術力に裏打ちされた市場価値創造に関する教育と研究を行うことを基本理念とし、プロジェクトベースの教育を通じて新事業や起業におけるビジネスプランを立案し遂行する能力をもつ人材、あるいは地域の産業技術政策を立案し遂行する能力をもつ人材を育成する。
未来材料創成工学専攻	未来材料創成工学専攻では、ナノスケールの根本原理にのっとって、エネルギー変換効率、生体機能性、環境調和性に優れた夢の未来材料の設計、創製を支える高度な教育と研究を行っており、エネルギー変換工学、環境調和セラミックス工学、ナノ・ライフ変換科学に関する専門分野について基礎から応用に至る広い見地で専門知識、技術をもった人材を育成する。
創成シミュレーション工学専攻	創成シミュレーション工学専攻では、近年発展が著しいコンピューターシミュレーションを基盤手法として高度活用し、科学技術の革新と創出につながる教育と研究を行っており、数理・物理・化学・情報・通信・制御・設計・都市デザイン等の専門分野を系統的に教育し、広い視野を持った人材を育成する。
共同ナノメディシン科学専攻	共同ナノメディシン科学専攻では、急速に進展するナノ工学の研究を最先端医療や最新創薬の研究に応用展開することで、ナノマテリアル、ナノデバイス関連分野に対する深い学識と技術を有し、創薬をはじめ、機能性食品、香粧品等の産業分野の発展に貢献できる人材を育成する。

共同専攻の新設に伴い、当該専攻の教育目標を規定する。

名古屋工業大学大学院規則新旧対照表（案）

新				旧					
(研究科)				(研究科)					
第3条 本学大学院に、工学研究科を置く。				第3条 本学大学院に、工学研究科を置く。					
2 工学研究科に、次の専攻を置く。 物質工学専攻、機能工学専攻、情報工学専攻、社会工学専攻、産業戦略工学専攻、未来材料創成工学専攻、創成シミュレーション工学専攻、共同ナノメディシン科学専攻				2 工学研究科に、次の専攻を置く。 物質工学専攻、機能工学専攻、情報工学専攻、社会工学専攻、産業戦略工学専攻、未来材料創成工学専攻、創成シミュレーション工学専攻					
(収容定員)				(収容定員)					
第7条 工学研究科の収容定員は、次の表のとおりとする。				第7条 工学研究科の収容定員は、次の表のとおりとする。					
専攻名	博士前期課程		博士後期課程		専攻名	博士前期課程		博士後期課程	
	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
物質工学専攻	200	100	15	5	物質工学専攻	200	100	15	5
機能工学専攻	200	100	15	5	機能工学専攻	200	100	15	5
情報工学専攻	240	120	15	5	情報工学専攻	240	120	15	5
社会工学専攻	150	75	12	4	社会工学専攻	150	75	12	4
産業戦略工学専攻	50(16)	33(16)			産業戦略工学専攻	50(16)	33(16)		
未来材料創成工学専攻	156	78	36	12	未来材料創成工学専攻	156	78	36	12
創成シミュレーション工学専攻	160	80	24	8	創成シミュレーション工学専攻	160	80	24	8
共同ナノメディシン科学専攻			9	3					
計	1,156(16)	586(16)	126	42	計	1,156(16)	586(16)	117	39
注：括弧書きの数字は、第8条第3項に定める標準修業年限を1年とする定員で内数				注：括弧書きの数字は、第8条第3項に定める標準修業年限を1年とする定員で内数					

(博士後期課程の修了要件)

第35条 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、
10単位以上（共同ナノメディシン科学専攻については26単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 (略)

別表 (第6条の2関係)

物質工学専攻	(略)
	(略)
創成シミュレーション工学専攻	(略)
共同ナノメディシン科学専攻	共同ナノメディシン科学専攻では、急速に進展するナノ工学の研究を最先端医療や最新創薬の研究に応用展開することで、ナノマテリアル、ナノデバイス関連分野に対する深い学識と技術を有し、創薬をはじめ、機能性食品、香粧品等の産業分野の発展に貢献できる人材を育成する。

(博士後期課程の修了要件)

第35条 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、
10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 (略)

別表 (第6条の2関係)

物質工学専攻	(略)
創成シミュレーション工学専攻	(略)

附 則（平成 年 月 日規則第 号）

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規則第 7 条に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 25 年度及び平成 26 年度は、次の表のとおりとする。

専攻名	平成 25 年度		平成 26 年度	
	博士前期 課程	博士後期 課程	博士前期 課程	博士後期 課程
物質工学専攻	200	15	200	15
機能工学専攻	200	15	200	15
情報工学専攻	240	15	240	15
社会工学専攻	150	12	150	12
産業戦略工学専攻	50(16)		50(16)	
未来材料創成工学 専攻	156	36	156	36
創成シミュレーシ ョン工学専攻	160	24	160	24
共同ナノメディシ ン科学専攻		3		6
計	1,156(16)	120	1,156(16)	123

名古屋工業大学教授会規則

平成 16 年 4 月 1 日 制定

(趣旨)

第1条 この規則は、名古屋工業大学学則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 11 条第 2 項の規定に基づき、名古屋工業大学教授会（以下「教授会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(構成員)

第2条 教授会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 副学長
- 三 教授
- 四 准教授

(審議事項)

第3条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 学部及び大学院の学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項 及び学位の授与に関する事項
 - 二 教員の資格審査（大学院担当教員の資格審査を除く。）に関する事項
 - 三 教員の任期解除審査に関する事項
 - 四 その他学部及び大学院の教育研究に関する重要事項
- 2 前項第 2 号に規定する教員の資格審査には、国立大学法人名古屋工業大学特定有期雇用職員就業規則（平成 19 年 9 月 11 日制定）第 2 条第 1 号に規定する特任教員及び国立大学法人名古屋工業大学と他の研究所等との連携大学院に関する協定書に基づき委嘱する連携大学院教員（以下「連携大学院教員」という。）の資格審査を含むものとする。

(審議事項別の構成員)

第4条 前条に定める審議事項のうち次の各号に掲げる事項を審議する場合は、第 2 条の規定にかかわらず、教授会は、学長、副学長及び当該各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 教授の資格審査及び任期解除審査に関する事項 教授
- 二 修士の学位授与に関する事項 研究指導担当の教授、准教授、助教及び連携大学院教員
- 三 博士の学位授与に関する事項 博士論文の研究指導担当の教授、准教授、助教及び連携大学院教員

(議長)

第5条 教授会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、教授会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名した副学長がその職務を代行する。

(議事)

第6条 教授会は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができ

ない。

- 2 教授会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の出席)

第7条 理事は、教授会に出席し、議事について助言することができる。

(構成員以外の者の出席)

第8条 議長が必要と認めるときは、教授会に構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(教授会の開催請求)

第9条 教授会の構成員は、その10分の1以上の連署をもって教授会の開催を請求することができる。

- 2 前項の請求は、代表者から議案及び理由を付した文書を学長に提出することにより行う。

第10条 学長は、前条の請求があった場合には、教授会の開催の取扱いについて7日以内に決定しなければならない。この場合において、学長は、当該請求の取扱いについて教育研究評議会の意見を聞くものとする。

(代議員会)

第11条 教授会は、教授会の構成員の一部をもって構成される代議員会を置き、第3条の一部について審議を委ねる。

- 2 教授会は、代議員会の議決をもって、教授会の議決とする。
3 代議員会は、審議結果を教授会に報告しなければならない。
4 代議員会に関する事項は、別に定める。

(事務)

第12条 教授会に関する事務は、総務チームにおいて処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年6月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年9月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年6月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年9月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 3 月 5 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 7 月 28 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 16 日規則第 19 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。